付議第7号

登録審査委員の解任議案

銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)第2条の規定に 基づき任命している別紙の登録審査委員を解任することについて、議決を求めま す。

-高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(10) 法令又は条例に基づく附属機関の委員を任命し、又は解任すること。

登 録 審 査 委 員

氏名	任命状況
ちびき しげる 地引 葆	平成5年4月1日~令和4年3月31日
またけ かつのり 佐竹 勝則	令和元年12月1日~令和5年11月30日
たはら とういち 田原 統一	令和2年12月1日~令和5年3月31日

関係法及び規則

- ○銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)抜粋
 - 第14条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨董品として価値のある る火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類 の登録をするものとする。
 - 2 略
 - 3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基づいてしなければならない。
- 〇銃砲刀剣類登録規則(昭和33年3月10日文化財保護委員会規則第1号) 抜粋
 - 第2条 法第14条第3項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識 経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。
 - 第5条 鑑定は、登録審査委員2名以上によって行わなければならない。
- ○登録審査委員規則(平成12年3月28日教育委員会規則第2号) (趣旨)
 - 第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び 銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)に定めるも ののほか、登録審査委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定め るものとする。

(定数)

第2条 委員の定数は、3名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分)

第4条 委員は、非常勤とする。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。